

岩手県告示第544号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和8年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 宮古市高浜から佐原地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 令和8年9月17日から同年12月11日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量及び水準測量